

平成 28 年度第 1 回管理濃度等検討会の検討結果について

平成 28 年 8 月 30 日（火） 13 : 30 ~ 16 : 00
経済産業省別館 3 階 310 各省庁共用会議室

1 平成 27 年度第 2 回検討会での検討結果について【報告】

2 個別物質の管理濃度等の検討

①「オルトトルイジン」に関する管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件について

オルトトルイジンが特定化学物質（特定第 2 類物質、特別管理物質）に追加される方向であることから、管理濃度等について検討した。

（1）管理濃度

日本産業衛生学会の許容濃度を踏まえ、1ppm とすることが適当とされた。

（2）測定方法

リスク評価における標準測定分析法を踏まえ、次のとおりとすることが適当とされた。

- ・ 試料採取方法：固体捕集方法
- ・ 分析方法：ガスクロマトグラフ分析方法

（3）局所排気装置の性能要件・稼働要件

抑制濃度により設定することとし、管理濃度と同じ 1ppm が適当とされた。

②「マンガン及びその化合物」に関する管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件について

ACGIH によりマンガン及びその化合物のばく露限界値が見直されたことから、管理濃度等について検討した。検討に先立ち、オブザーバーである労働者健康安全機構労働安全総合研究所の鷹屋首席研究員から資料 1-6 マンガン及びマンガン化合物の新たな測定法の検討結果報告書の説明が行われた。吸入性粒子とインハラブル粒子の扱いについて、マンガン以外の金属を含めて考え方を事務局で整理して次回以降示すこととされた。